

会

議

午前10時00分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（増田 清君） ここで報告の件があります。

今定例中の12月10日、下田商工会議所会頭、東伊豆町商工会会長、南伊豆町商工会会長、河津町商工会会長、松崎町商工会会長及び西伊豆町商工会会長の連名で、共立湊病院の移転に伴う新施設の建設並びに備品等の発注については、下田市及び賀茂郡に本社を有する地元業者に対して、納品、見積もり、入札の実施を求める要望書の提出がありました。その写しを配付してありますので、ご覧ください。

続いて、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

下総庶第163号 平成20年12月12日。

下田市議会議長、増田 清様、静岡県下田市市長、石井直樹。

平成20年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1、件名

議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）。

2、訂正理由

関係町の関連予算修正によるため。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

ただ今より議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前10時01分休憩

午前10時06分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

お諮りいたします。

12月12日付で、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）について、市長から原案訂正の申し出がありました。

この際、議第77号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第77号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 貴重な時間をおかりいたしまして申しわけございませんでした。

今定例会に提案をさせていただきました議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）の合併関連基幹系電算システム調査委託の件につきまして、一部関係町の関連予算の修正によりまして、受託者である当市の予算に変更が生ずることとなったため原案を訂正させていただき、ご審議をお願いしたいというものでございます。

なお、改正議案につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 大変ご迷惑をおかけいたしましてまことに申しわけございません。

ただいま市長からお話申し上げたとおり、今定例会に提案をいたしました議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）の訂正がございましたので、内容につきましてご説明を申し上げます。

平成20年12月12日付にて送付させていただきました議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）の訂正と補正予算書をご覧いただきたいと思ひます。

訂正内容でございますが、先ほどの市長からの説明にもありましてとおり、このたびの補正で予定しておりました合併関連の基幹系電算システム調査委託につき、松崎町及び南伊豆

町議会において、委託料の削除の修正議決がなされたことにより、委託者である当市の予算に変更が生ずることとなったため原案訂正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書と訂正予算書のそれぞれ1ページでございますが、第1条、歳入歳出の補正で、3,249万1,000円とあるのを1,871万1,000円に1,378万円減額し、同90億9,428万6,000円とあるのを90億8,050万6,000円に同額減額訂正するものでございます。

以下、訂正予算書でご説明いたしますと、第1表、歳入歳出予算補正欄は、中央左側が原案、右側が訂正後の数値で、右端は比較増減となっており、各表の右下欄外に記載してありますのは、補正予算書のページを示しておりますので、ご参考いただきたいと思います。

それでは、1、歳入で、11款1項地方交付税は681万円の減額で、19款2項基金繰入金は同額の追加、21款4項受託事業収入は1,378万円の減額であります。

一方、2、歳出で、2款1項総務管理費は1,378万円の減額となるものであります。

続いて、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の款項の説明につきましては、従来の説明と同様、訂正予算の概要でご説明させていただきますので、それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましては、訂正補正予算書の概要の10ページをお開きください。

なお、訂正予算書の概要は、上段が12月4日提出の補正原案予算であり、下段が今回訂正させていただく補正でございます。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしまして、11款1項1目2節特別交付税は681万円の追加とあるのを全額削除するものであります。理由は、このたびの合併関連基幹系電算システム調査委託の執行経費の補正に当たり、合併構成町の松崎町及び南伊豆町が所要の経費を削除したことにより、このたびの補正予算での事業執行が困難となったため、合併準備経費のルール補てん分であるシステム統合調査委託料の下田市負担分の2分の1の特別交付税の受け入れができなくなったことによるものであります。

19款2項1目財政調整基金繰入金は2,300万円の追加とあるのを2,981万円の追加と、681万円増額の訂正をするもので、理由は、先ほどの特別交付税の歳入減に伴う補正財源の調整により繰り入れる増額であります。

21款4項3目基幹系電算システム統合調査受託料は2,038万円の追加とあるのを660万円の追加と1,378万円の減額訂正をするもので、理由は、先ほどと同じ、合併構成町の松崎町が委託料652万円の削除、南伊豆町が726万円の削除の減額修正を行ったことにより、両町からの受託料合計1,378万円の受け入れが望めなくなったことによるものであります。

続いて、訂正予算書の概要の12ページをお願いします。

歳出でございますが、企画財政課関係では、2款1項7目0250事業、合併対策事業は3,405万6,000円の追加とあるのを2,027万6,000円の追加と1,378万円の減額の訂正をするもので、理由は、補正内容欄記載の委員謝礼は5万6,000円の追加で、合併協議会委員の事前検討会の今後開催予定は5回分で変わらず、関係電算システム統合調査委託の3,400万円の追加は2,022万円の追加と1,378万円の減額訂正をするもので、歳入で申し上げた合併準備のための基幹系電算システムの統合に要する調査委託を下田市が関係他町から受託し行うというものであります。受託料の松崎町及び南伊豆町分の受け入れができなくなったことにより事業費が減額となるものであります。

なお、詳細につきましては、別添の合併対策事業説明資料及び訂正予算の概要の14ページをご覧ください。

以上で、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）の訂正について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） 議第77号の修正議案が12日の総務文教委員に提案されたと、こういう経緯がありまして、これは議事運営上、正規にやられていないと、こういう意見を申し上げ、今日の状態に来ていると思いますが、この修正案がどういう経過で議会に提出されることになったのか、まず市長にお尋ねをしたいと。

12日には市長も副市長もいらっしゃらなかったと。どこでどういう正規の機関をもってこの決定をされたのかと。余りにもこの予算の内容が、疑問が多過ぎるということで、まず、その経緯をどういう討議をされて、この修正案が提案に至ったのかという点についてお尋ねしたいと。

なお、合併協議会の会長でもあります石井市長が、この松崎町と南伊豆町の事態をどのように考えているのかと。普通の会長さんでしたら、とてもやってられないというのが実態ではないかと思うわけです。それぞれの首長さんの見解と、そのこの町の人たちを代表する議会が否決をすると。実質的に修正と言いながら、その仕事はちょっと待ってくださいよという意味では、やはり否決というとならえ方をすべきだろうと。合併に対します大きな疑問を投げかけていると、こうとならえられなければならないと思うわけですが、その見解の表明が今議会に市長のほうから一言もないと。何かこの2つの町の責任であるかのような言い方というのは、この問題のとならえ方はいかななものかというような思いをせざるを得ないと、ありま

せんで、お尋ねをしたいと思います。

それから次に、この修正案が執行できるのかと、提案されたこの議案は執行できない議案ではないかと、こう思うわけです。合併協議会の中で、それぞれの首長さん方が合意を出したという経緯で、自主性にあわせてやりましょうというようなことがあったと聞いておりますが、こういう状態になって予算化しても、これは執行できないと、むしろ全額この予算については削除して、協議が整った時点で再度出すというのが当然のあり方であると思うわけです。

その具体的例としましては、地方交付税が協力してやれば681万交付されると。しかし、そういう事態にならないので、これを削除するんだと。大切な財源であります財政調整基金から681万円を、さらにここに追加して自主財源でこれをやるんだと、こういう姿勢を示しているわけですが、やはり内容からいって、国・県からの交付金をもらわずにこの事業を進めると、やっていいというような事業ではないと思うわけです。それが財調取り崩してやらなければならないというような理由がどこにあるのかというのが3点目の質問であります。

したがって、この予算は修正するのであれば全部削除すると、そういう方向で修正すべき内容の予算であると理解するわけでありませう。

この不況の中で、市民の大切な財源であります財調を取り崩してまで予算をしなければならぬような状態ではないと、むしろ市民のこの大変な不況の状態に市としてどういう対応をするのかと、こういう観点から南伊豆町の議会は予算修正をしていると、こういう現実があるわけですね。

そして、むしろ松崎町の皆さんは予算修正というよりも、議員の皆さん、議会は合併そのものに疑問を持っているという、こういう状況が端的に出てきているんだらうと思うわけです。来年の6月の議会に向けてのやはり提案というのは大変な困難と、むしろ提案すべきではないというような1つの前ぶれといえますか、意思がこの議案の中で表明されたと理解すべきではないかと思うわけですが、そこら辺の見解を重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 松崎町と南伊豆町の決定に対する考え方でありませうけれども、議員の場合は、合併に対しては前向きな発言が今まで見られない方でございますね。私はあくまで合併協議会の会長として、合併の可能性のある限りは合併に向かって努力をするという立場でございます。ここまで合併協議が進んでいる中で、大変地域の方々からは合併後のいろいろな夢を聞ける、あるいは語られる場面が大変増えてきております。合併は、今回は失敗せ

ずにできるんだという期待、そういう期待感のある中での今回の両町の修正というのは大変残念な結果でありましたが、たとえ2つの町が修正をいたしましても、河津町はしっかりと可決をしているという中で、下田市はこの予算を受けて20年度の中で事業執行していこうという立場でありますので、あるいは合併の方向を求めて進めている市といたしましても、できる限りこの道を残したいという思いが強うございます。

そういう中で、何とか河津町の決定も受け入れて下田市の予算を上げて、あと2つの町の参加をぜひしていただきたいという中での姿勢で、今回訂正をさせていただいて上程をさせていただいたわけであります。

執行できない予算ではないか、すべて全額削除するべきではないかということですが、あくまで今申し上げましたように、20年度の期限内での予算措置ということですから、可能な限りその道筋はつけておきたい、こういう中での修正提案ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 3点目の、そういった意味では他町、関係構成町の2町の削減によりまして、この事業が執行できない可能性があるという前提の中で、今回、特別交付税を削減し、その財源充当といたして財政調整基金から充当するのはいかがなものかというお話でございます。

その件につきましては、確かに原案の段階におきましては、先ほど市長が答弁申し上げたとおり、あくまでもこれは繰り返しになりますけれども、平成20年10月8日開催されました第5回の法定協議会におきまして、協議第15号によりまして各種事務事業の取り扱い、電算システムの取り扱いについて、既に協議、確認された事項であります。

そういった意味では、ただいま市長が申し上げたとおり、各首長さんにおかれましては、この確認を受けて今回補正予算を上程したところであります。

そういった意味では、各首長さんに逆に言えば、その強制力はないにしても、達成する一定の義務というものは課せられているという状況の中で、このような状況になっているわけでございます。

したがって、この交付税の関係でございますけれども、本市においても、当初原案では当然関係各市町可決されるものという前提で本市の分の特別交付税2分の1分を計上させていただいたところでございますが、関係町の中の2町がそういった状況の中で、特別交付税は確定していないと交付できないという、ある程度的前提がございましたので、やむを得

ず今回は交付税を削除し、その分の補てん財源として財政調整基金を取り崩させていただいているという予算に原案を訂正させていただいたわけでございます。

しかしながら、議員がおっしゃるように、この特別交付税削減されたもの、削除されたものが実際に事業が執行できる状態になれば、これは20年度にさかのぼってでも交付はできるものでございます。いわゆる合併の準備経費の特交の基準と言いますのは、法定合併協議会設置後から合併期日までの経費に対して交付されるものでございます。

したがって、先ほど市長が申し上げたとおり、20年度内に、この予算がほかの関係2町も可決され執行できるようになるとすれば、これは21年度になっても20年度にさかのぼってルール分の2分の1の交付税、特別交付税は交付をいただけるものでございますので、そういった意味では暫定的に、今の段階では財調で対応させていただいておりますが、事業実施の見込みが立てば、これはその分交付税で補てんされるものというルールのものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 議案訂正の経過につきましては、先ほど市長の答弁の中にも若干ございました。当初の予定と違って2町におきまして修正可決されたということで、現実的に下田市が委託を受けて事業執行するわけでございますけれども、このことが事実上不可能になったということございまして、ただ、河津町は可決をしているということございまして、可能な限り、この執行については下田市も努力すべきであるということで、3町とは違った予算の組み方をしているのはご承知のとおりでございます。

そのようなことから、現実的に修正になった状況を見て、当然予算の提案というのは当局側にございますので、状況を見た判断の中で原案を訂正させてもらったと、当局側の判断で今回の訂正となったものでございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 訂正になった議案が副市長も市長も説明に来ないと、課長が説明するんだと、こんな姿勢はぜひとも改めていただきたいと、この点は要望であります。

さて、可能な限り合併の方向を追求するんだと市長の答弁であります。可能な限りのこの可能とは何を想定しているのかと、何を市長は考えているのかと。もう、さいは投げられて、南も松崎町もこの電算の予算については議会として結論出しているわけです。何の可能性がそこに残っているのか、その点について明らかにしていただきたい。

それから、地方交付税が現時点では交付されないという事情があるので削ったんだと。し

かし、市長のほうは可能性があると。可能性があるんなら何で地方交付税を削るんですか、置いていったらいいじゃないですか、何も繰入金の方から、しかも大切な財政調整基金を使うなんていうことをしない予算を組むべきじゃありませんか。可能性があるということは、国からももらえるという意味でしょう。全くつじつまが合っていない予算なんです。ご都合主義の提案なんですよ。これはもらえと、だけれども、これは可能性があるから残すんだと。こんな市民をばかにするような、執行できないような予算を議会に出して審議をしるなんておかしいじゃないですか。

しかも、可能性があるというような市長のこの見解に対する理解が、そういう意味では松崎や南伊豆の住民、町民をないがしろにしているということになりはしないですか。その点についての見解をお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 可能な限りというのはいろいろな理解の仕方があろうかと思います。私にとりましては、やはり20年度内の補正ということでございますから、確かに両町の議会の決定は大変重要視しておりますが、しかしながら、これですべて終わったというような判断は協議会の会長としてはしたくはありません。ですから、少しでも可能性がある限りは最大限の努力をして、地域住民が望んでおる合併に向けて努力をしていこうというのが私の姿勢でございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） ですから、その可能というのは、両町の議会の、また当局の再提案、あるいは議会の可決というものができるとであれば、それが可能ということでございます。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（土屋徳幸君） 特別交付税の関係のお話の中で、特別交付税は可能性がないから削られたにもかかわらず、その整合性が合わないのではないかとご質問でございますが、先ほど申し上げたとおり、特別交付税の交付基準につきましては、あくまでもそれは1市3町の4市町の意味決定がされたときに、以降交付される1つの原則はございます。

ただし、今市長が申し上げたとおり、平成20年度内のこの予算の成り立ちにつきましては私も予算の説明の中で一応お断りしたと思いますが、このたびの補正においてはという文言で説明をさせていただいたと思います。いわゆるこのたびの補正においては、関係2町の削除の修正議決があったものですから、この事業の歳入財源については受け入れる見込みがな



いということであって、それを前提に、いわゆるその交付税についても、先ほど申し上げた1市3町の合意が原則であるので受け入れられないであろうと、現時点においては、このたびの補正の段階においては。

しかしながら、先ほど市長が申し上げたとおり、20年度はこれから先数カ月あるわけでございますので、その間に関係2町の動きがどうなるのか、その辺を踏まえた上で合意がなされれば、その時点で特別交付税は交付される手続になりますし、また、最悪で3月ぎりぎりになったとしても、それは年度をまたいで21年度に入っても、さかのぼって20年度分は特別交付税の対象になるという話を申し上げているところでございます。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） 残念ながら、納得できる説明をいただけていないと、こう言わざるを得ないと思うわけです。交付税が決定したときに予算化するんだというのであれば、交付税がもらえる仕組みでこの当初予算が出されて、そういう枠組みの中で、合併協議会の中で決定されて各首長が出すと、こういう形になっているわけですから、やはりこの予算は全額削除をして、新たな話が決まったときに再度予算として提出するというのが予算作成上の常識じゃないですか。

再度聞きますけれども、この予算はどういうぐあいに執行するのかと、お尋ねします。執行できない予算を議会に出すなんてとんでもない話ですよ。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 先ほど来説明してございますように、まだ平成20年度は1月、2月、3月でございます。大変厳しい状況下ではございますが、下田市としては河津町同様、他の2町がそのような形で何としても計上していただいて、下田市への委託可能になった段階で、下田市におきまして、そういう状況であれば、また議会のほうに臨時会をお願いする等々で、この予算の枠組みについて補正等々考慮したいと思っております。その段階になれば執行できる予算の今回の計上の仕方でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 一、二点確認しておきたいんですが、この問題については、各首長の協議での合意事項であったはずなんですが、ただいま質問にあったように、松崎、南伊豆町がこの原案を否決したという異常事態であるわけでございます。

そこで、今回この修正して特別交付税が入らないで財調で何とか残したいと、こういうこ

とだと思いますが、このままでいきますと、私の個人的な意見ですが、松崎、南伊豆町がまた議会を修正して、これをまた予算計上するとは、私は50%以上の確率でないと、ちょっと考えるのがこれは普通ではないのかなと、こういうふうに思うわけです。

そこで、今回のこの予算の修正において、松崎、南伊豆、それから河津町の首長さんと何らかの協議をされましたでしょうか、その点をお伺いいたします。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 修正されてからの問題につきましては、あさって、全首長が集まって対応する予定でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 私は、この合併という後ろに控えているこの重大な、いわば前哨戦みたいなものですね。一般の常識から言いまして、議会が否決するということは、恐らくこの合併がスムーズに私はいかないというのが妥当な線ではないのかなと。もし、この予算を修正して、これを残して何らかの努力をしようとするのなら、電話でもそれなりの早急な私は連絡をどんな時間にでもとって、やはり協議をされて、もう一度努力をしてみるから何とか協力してくれないかということが前提に立たなければ、このような修正しても、私は泥縄的なものではないのかなという気がするんですけども、その辺の努力がちょっと足りないような気がするんですけども、市長さん、もう一度、この辺の合併を控えて、どんな不退転の決意で、この合併を成功させようと思ったら、この問題をやはり首長さんの、これから協議するのではなくて、この予算を出す前に協議をすべきではなかったのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

これは個人的な私の見解ですが、本当に合併したいと言うなら、これははっきり言って合併と連動しているんですよ、この問題は。ですから、松崎、南伊豆がこれをもう一度ひっくり返して予算を計上しましょうということには、恐らく僕は相当な困難が首長さんの努力が必要だと思うんです。そのための時間稼ぎであるならば、今後、そういう時間をあれするならば、出す前に一度話し合って、ひとつもう一度努力してみようかという合意事項がなされてからこの修正をすべきではないのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 増田議員のおっしゃることもわかりますけれども、こういう大事なことを電話でどうこういう問題じゃないと思います。やはり4人の首長がしっかり集まった中で意思確認というのは大事でありまして、当然金曜日、木曜日、それから昨日も病院関係で

我々は会っていますので、その中では下田市の方向性というものはご報告申し上げてご理解をいただいております。

議長（増田 清君） ほかにございませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 重複するようになるうかと思えますけれども、盛んに可能性、可能性ということなんですが、仮に、この議案が、この予算が通った場合、できた場合、このデータ作成業務にはいつ頃から着工するんですか。その可能性が満たされなければ着工しないということですか。もう一度確認したいと思えます。まず、1点。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 電算システムにつきましては、今までの同様な組織の中での検討として、プロポーザル方式を取り上げようということで進んできておりまして、そのプロポーザルにつきましては何度か説明しておりますが、現電算を受けている2社対象にして行う予定でございます。その時期につきましては、これまた、今までも説明しておりますスケジュールに沿って予算計上され、執行ができる可能性となった場合にプロポーザルを行うということでございます。

ですから、議員たちも今申しているとおり、今の補正予算の中においては現実的にまだ執行はできません。しかし、可能性はないと言っても、やはり受け入れの門戸は開いておこうということで、1月、2月、3月に期待をし、それが可能になった段階でプロポーザル事業の発注ということになります。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 執行のできない予算をここで何とか可決してほしいという提案をされているわけでありまして。言うまでもなく、予算の調整権、編成権といいますが、これは市長にあります。執行のできない予算をここで提案するということは、市長のこの調整権の乱用ではないかと思えますけれども、市長、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 議員の場合、今、予算執行できないという形で市長の権限の乱用ではないかと言いますが、僕は先ほどからのご説明を言っていますように、可能性がまだある中では、予算執行が可能な道をつくっておきたいというような姿勢をまず見せることも必要であろうかと思えます。

ですから、決して100%可能性がない予算を上げてあるということじゃないということだ

けはご理解をいただくしかないと思います。

議長（増田 清君） 2番、3回目です。

2番（藤井六一君） この問題は、合併の是非とは別問題だと思うんです。議会に対して市長が予算を提案する。その提案の仕方に問題があると私は考えております。

こういう質問をしていると、市長よく言われましたけれども、あなたは合併に対して前向きでないからというようなことを以前よく言われましたけれども、そういう問題ではないんです、これは。ないんです。結果的に、この問題がこじれておかしくなっていけば合併にもひびが入ってきますけれども、今の段階ではそれ以前の問題なんです。市長は常々仮定で、私は仮定で物は言わないと、仮定で話はしないということを言われておりますけれども、可能性があれば、もしこれが南伊豆、松崎がもし考え方を覚えてくれるならば、これこそ大きな仮定ではないでしょうか。その仮定の上に立って、この予算は今提案されているわけなんですから、ですから、乱用ではないかということ指摘したんですけれども。こういう提案をされた議案を、ほかの議員の方々どうか知りませんが、議会としては絶対にこれは許すべきことじゃないと、私はそう思います。その点いかがですか。最後ですから、これで終わりますけれども。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） これはあくまで予算でございますので、執行できない事態が発生することはあるかもしれませんが。それはそのときのまた修正でできるわけでありまして、ただ、今までの当初予算にしても何にしても、途中で補助金関係がつかないということの中で修正をするようなこともあったと思います。それはあくまで見込みという中で予算計上させていただくわけでありまして、これができなくなるということが生じて、あくまで予算であるということでご理解をいただくしかないというふうに私は考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

ここで、総務文教委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 10時45分休憩

午後 1時28分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議長（増田 清君） ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

平成20年12月15日。

下田市議会議長、増田 清様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。

発議者、下田市議会議員、土屋誠司。

議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

ただ今より議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午後 1時29分休憩

午後 1時38分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第71号ハリスの足湯指定管理者の指定について、議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について、議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について、議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定について、議第75号 下田市立図書館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号 下田市立老人憩いの家設置管理条例の一部を改正する条例

の制定について、議第83号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第78号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第79号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第4号）、議第80号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第81号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第82号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上、13件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

#### 1．議案の名称

- 1) 議第71号 ハリスの足湯指定管理者の指定について。
- 2) 議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。
- 3) 議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について。
- 4) 議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定について。
- 5) 議第76号 下田市立老人憩いの家設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第83号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。
- 8) 議第78号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。
- 9) 議第79号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第4号）。
- 10) 議第80号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。
- 11) 議第81号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。
- 12) 議第82号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

#### 2．審査の経過

12月10日、11日の2日間、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局

より清水福祉事務所長、藤井健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

### ３．決定及びその理由

１）議第71号 ハリスの足湯指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

２）議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

３）議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

４）議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

５）議第76号 下田市立老人憩いの家設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

６）議第83号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

７）議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

８）議第78号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

９）議第79号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第4号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第80号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第81号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第82号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

5番。

5番(鈴木 敬君) ちょっと1点だけ確認したいんですけども、私の耳の聞き違いかどうか分かりませんが、先ほど議長は産業厚生委員会、13件というふうにおっしゃったように聞こえましたが、それ聞き間違いでしたでしょうか。

議長(増田 清君) 全部で13件です。

ほかにございませんか。

1番。

1番(沢登英信君) まず、議第72号の総合福祉会館の指定管理者についてであります、これは条例に規定してあるので公募だと、こういうことで公募されたということですが、指定管理者制度の中には、ご案内のように公募ではない方法も当然あるわけですが、この持っている施設の内容からいまして、これはやはり公募をかけるべきものではないんじゃないかと、こういう疑問を本会議の中で私はただしたところであります。その点について、どのように審議がなされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定についてであります、これはむしろ条例に従っていきますと、この稲梓地区の山村振興といいますか、そして、都市の方と稲梓地区の田舎の方と交流していただくと、こういうことが山の家本来持っている目的だと思うわけです。その目的に合った運用がされているのかという点で、やはり、単に市内の伊



東園と同じような形態の旅館運営になってはしないかと、本来そういうものではないのではないか。

それから、なお、18、19年度の決算、また20年度の予想を見ても連年赤字を続けていると、この団体が。しかも、さらに5年間ここに委託するんだと、指定管理するんだということになりますと、この計画からいっても、その赤字の改善が図れるのかと、本来の目的に使われているのかと、あるいは財政的に赤字にならないように安定的な運営、経営ができるのかと、こういう疑問が大きく持たざるを得ないと思いますが、この点について、どのような審議がなされたのかという点でございます。

それから、76号の下田市老人憩いの家でございますが、白浜の老人の憩いの家を廃止をするんだと、地主さんから土地を返してほしいからと、こういう事情もあるということですが、大変な利用率といいますが、老人会の方や地域の方がよく利用されているというこの施設でありますので、ただ単に廃止をすればいいということではなくて、当然今までここで集会や会議やいろいろなことをやられてきた代替施設というのは当然必要かと思うわけです。そういうフォローや今後の老人憩いの家に関する地域住民への施設の提供というのはどのように図っていくべきなのかと、代替施設があるのかどうかと。白浜、原田の公民館を使いなさいという提案であります。ご案内のように、夏場は海水浴場の整備のための人たちの宿泊所になっているわけですから、そういう老人憩いの家のような形態の利用は、原田の公民館では図れないということは明らかであると思います。

それから、83号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定であります。これについては、やはり16、17の国保税の値上げで今期の決算も大きく9,000万円を超す黒字になるであろうと私は予想するわけですが、こういう状態の中で、国保税の取り過ぎでありますので、早急にこれは1件当たり1万円の国保税の減免、減ずる、あるいは交付すると、返すという措置が必要かと思いますが、この決算状況や運営状況を、国保の運営状況をどのように審議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、これにつきましては、4人ということですが、親が滞納しているために保険証をもらえないと、資格証明が交付されていると、しかも、この人たちが10割の費用を払っている実態もあると、こういうことですので、やはりそういうお子さんにはちゃんと保険証が届くような国民健康保険の目的からいって、そういう措置が必要であるという主張をさせていただいたわけですが、これらの点がどう委員会の中で審議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

なお、79号の下田市老人保健の特別会計補正予算であります。これにつきましては、そういうわけで、この減額の補正をするのかと、居宅介護サービスの給付が4,100万、この内容はどういうわけで、何人のサービスを削減をするのかと、どういう種類のサービスを何時間切ることになるのかと、あるいは見込み違いをしていたのかと、施設介護サービスの給付につきましても、2,000万という大変大きな金額を減ずるという予算になっているわけですが、この内容は何なのかと。

9番の居宅介護サービス定額給付も、実態的にはこの1番と同じような内容の仕事かと思うわけですが、これも400万から削減するんだと。まさに、この介護保険が、保険があってサービスがないと、こういう状態を如実にこの削減予算はあらわしているのではないかと。まだ3月まであるわけですから、削減するのではなくて、サービスを高めて、より利用していただくと、介護対象者や家族の皆さんがこれを利用促進するというところにこそ当局は努力をすべきであって、使い勝手が悪いから、余りそうだから削減するんだと、こういう姿勢であってはいけないのではないかと思うわけです。

同様に、2款2項1目の介護予防サービス、これは介護保険の改正に伴って大きな目玉とされた部分のところですよ、介護予防サービスは。これも500万切るんだと、特定入所者のサービスも500万削減するんだと、こういう予算を出しているわけですが、この内容をどのように審議をされ削減する必要があるという結論をどういうわけで出したのかと、総額7,500万からの削減案になっていようかと思えます。

とりあえず、以上お尋ねをしたいと思えます。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） それでは、順次お答えをさせていただきます。

議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についての部分で、これは公募でなくてもよかったのではないかというようなことがどのように審議されたかということですが、この施設は条例によって指定管理者でなければならないという規定がありますので直営ではできないということですが、またさらに、公募にしなければならないという規定はないわけございまして、公募にしないでよかったのではないかというような質疑も委員会の中で出たわけですが、ここでは公共施設利用推進協議会の答申が、この施設は公募にすることが望ましいという、そういう答申が出ているわけで、それに従って今回の指定管理者を公募にしたという、そういう説明がございまして、それについてのそのほかの委員からの意見というのは今回なかったわけございまして。

次に、議第74号のあずさ山の家指定管理者の指定についてでございます。これは山村振興というものがこのメニューの中にあるわけですが、前年度、前々年度の決算、また平成20年度の予算を見ても、この農山村の振興についてのものがほとんど結果としても出ていない、予算としても厳しい状態であるということについて、どのように指定管理者はこれに取り組んでいるのかということで、これも委員会の中でもいろいろな質疑があったわけですが、この農村体験の実績が全く、ほとんどないという問題につきましては、指定管理者も地域の地元の住民の方、そういう関係者にいろいろ働きかけて、いろいろとその山村振興のことについてうちは協議をしたんだけれども、その動きが地元になかったということで、なかなか山村振興についてのメニューがとれなかったと、そういうような説明もありまして、今の状態では、やはり観光宿泊施設とか、そういう観光面というものが主になっているという、そういうことでございます。

それから、今回5年間の指定ということですが、そういうことが改善されるのかという質疑でございますけれども、なかなかこの山村振興ということ1つをとっても、私も稲梓の住人ですが、なかなかこの稲梓地域、高齢化の中で農業をやっと、それぞれの家庭でやっとならしているという様子なのが現状であることは確かでございます。やはり高齢者がやっとの思いで農業を維持しているというのが現状であるわけで、こういう施設まで、たとえ地域、また下田の発展ということがあったとしても、なかなかここまで協力できないというのが確かなのかなと、そういう考えもありますし、これが5年間の指定の中で改善されるのかということについても、なかなか難しいのかなという、そういう当局の説明などを聞いても、そういう実感は委員会の中ではあったというふうに思います。

それから、このままなかなか、赤字だとかという決算も出ているわけですが、運営ができるのかということにつきましては、やはり公募をしても、やはり1社しかなかったということについて、やはりこのままの形で何とか運営をしていただくということが市としての指定管理者へのお願いということになると思います。

それから、次の議第76号 下田市老人憩いの家の関係です。

利用率が確かに、平均すると2日に1度ぐらいの利用が、この老人憩いの家であるわけですが、本会議でも出ましたように、平成15年度に持ち主というんですか、の方からもなかなか貸せることできないと、返してもらいたいという、そういう話があったということで現在まで至っているわけですが、利用状況というものを調べますと、年配の方の利用状況というのは、主に輪投げなどを利用しているというのが1つの大きなメインの利用状

況だということですが、何とか建物を昭和63年、それから既に53年間が経過しているということで、建築、この建物を建てたときから70年近くが経過しているんじゃないかということで、施設もかなり傷んでいるということで、だからこれを、代替施設というのはなかなか現状では見当たらないということで、地元の方にはできるだけこの集会施設というものを建ててもらいたいというような要望はしているわけですが、なかなか1軒当たりの負担も大きいということで、これは本会議にも出たと思いますけれども、なかなかそこまで至っていないということで、現状ではこの代替施設というのはないと、見当たらないというのが現状であるという、そういうような当局の説明がございました。

それから次に、議第83号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定ですが、今回の条例改正につきましては、出産育児一時金3万円増というのが今回の条例改正の内容でございました。これについて、先ほど沢登議員からございました国保は黒字である、1万円ずつ返すというのが妥当ではないかというご意見でございますけれども、今回の条例改正につきましては、そのような内容の審議は委員会としてはございませんでした。

それから、無保険者への対応ということですが、それにつきましても、今回の委員会では審議するようなことはございませんでした。あくまでも今回の出産育児一時金3万円プラスということについて、いろいろな保険だとか、そういう関係の審議はございましたけれども、先ほどの2点の質問についての審議はございませんでした。

それから、議第79号でなくて、今介護保険のことだから80号だと思いますけれども、議第80号の介護保険の特別会計ですが、どの項目を見ましても、減という内容になっていることは事実でございます。ただ、この介護保険があらゆる項目で減額になって、歳入につきましても減額で、結局国に返すような、そういう形になっているわけですが、これについては、当局の説明等におきましても、決してお金が、介護をお金がないから受けられないという、そういう状況は下田市ではないと。

この減額になった大きな理由、何点かありましたけれども、在宅介護というのが進んでいて、施設介護より在宅介護が進んでいるというんですか、多いということで、確かに施設に入れなくて待っているという人がいるということも1つの理由かもしれないけれども在宅介護の場合は、家に来てもらって介護を受けるというわけですが、それもできるだけ家の人介護をして、なかなか難しい部分、大変な部分だけを在宅介護を受けているというのが現状であろうということを当局の説明もございました。

そういう状況の中で、この介護関係は3年間、来年が見直しの時でもあり、現在検討時期

に、今現在、実際計画が行われているということで、これについては来年度、例えば介護保険の改正とか、そういうことを視野に入れて今調査中であるという、そういう説明もございました。

ですから、沢登議員の言われているような介護保険というものがあって、その介護のサービスが切られているのではないかという、そういうことはないという当局答弁もございまして、委員会ではこれを了解したというのが現状でございます。

今の質問については、以上です。

議長（増田 清君） いいですか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 下田市総合福祉会館の指定について、公共施設の利用審議会の答申を受けて、公募でやりなさいという答申があるからということですが、その答申の内容というのは、ご案内のように、条例に規定があるからと、条例に指定管理でやりなさいという規定があるからだと、こう言っているわけですね。条例というのは、すべてそれは指定管理の指定があるわけですよ、法そのものが変わったんですから。ですから、そういう意味では内容の根拠に私はならないと思うものですから、ぜひとも、これは要望ですけれども、公募でないという方向のほうが当然妥当だと思うものですから、そういう審議をぜひとも今後していただきたいと。この点については、そういう審議がなかったということでもありますので、要望を申し上げたいと思います。

それから、83号の国民健康保険の一部改正条例の制定、これは土屋議員も35万に3万円積んで、しかも、これが保険で何か不幸、脳性マヒ等の不幸があったときに3,000万の保険がおりるような、そういう仕組みになるんだということでありまして、出産の費用そのものには直接影響しないということで、具体的に2万円というような数字だったかと思うんですが、積んでしたらどうかというご提案も一般質問の中でされていたと思うわけでありまして、そういう審議がどうされたのかと。

当然、これは財政的にも余裕がある中で、出産には僕の想定ですと50万ぐらい平均するとかかるのではなかろうかと、夜間出産するとかいろいろなケースがあろうかと思いますが、とても35万では足りないという実態からいきましても引き上げを検討すべきだというぐあいと思うわけですが、心強い発言は一般質問で土屋議員さん自身がされていたものですから、再度、どういう議論をされて、これでいいという結論にされたのか、再度くどくて恐縮ですが、お尋ねをしたいと思います。

それから、介護保険の、失礼しました、議第80号ですね、これは居宅介護が進んでいるからということではなくて、居宅介護も4万1,000円減額しているわけですね。ですから、この居宅介護もいろいろ種類があると思いますので、訪問介護から訪問リハ、入浴サービス等々いろいろあるかと思うんですが、どういう部分のところが要らなくなるという結論を出したのかと。

それから、施設介護も2,000万減額しているわけですね、この予算で見ますと。ですから、まさにそういう意味ではお年寄りが増えて介護対象者は増えているにもかかわらず、そのサービスが使われていないと、何らかの理由で使われていないという現象が、ここに私は出ているんだろうと思うわけです。

歳入のほうは、この歳出がないから自動的にこれに伴って国・県からの、あるいは支払い基金からの歳入がなくなるという、歳出から逆につくられている予算だと思しますので、そういう意味では、これを今時点で減額する必要はなくて、3月まで当初の予算で一生懸命頑張ってもらおうように努力するというのが当局の姿勢ではないかと、それを年度途中で、あと3カ月も残して減額して、このサービスはしないんだと、こういう姿勢を示すのはいかがかという、こういう疑問を投げかけているわけでありますので、その点の審議がどうされたのかと。具体的に、このサービスの内容を、何がどう切るという提案が当局があったのかお尋ねをしたいと思うのであります。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 議第83号の国民健康保険条例ですけれども、これにつきましては、私も本会議の説明のところでは何とか2万円をプラスできないのかという、そういう質問をさせていただきましたけれども、いろいろ説明を聞いているうちに、どうも内容が違ふなと、鉄砲撃ったけれども、何か的と違ふところを私撃っていたのかなという、そういう感もございまして、これから、今回はこういう条例改正でしたけれども、さらに頑張っって何とか子育て支援という意味から、今後頑張っていきたいなという決意はしましたけれども、委員会では先ほど報告したとおりの内容でございました。

それから、もう1点の介護につきましては、やるべきことをやらないで、それで、予算が減っているということではなくして、やはり国の法律に沿った内容で執行しているわけというような説明ございまして、決してやるべきことを怠っているのではないというような内容の当局の説明でございました。

以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） すみせんが、介護保険の点だけお尋ねしたいと思います。

それでは、例えば、特別養護老人ホーム等への入居者の入居を希望している人の待機者が何人あるのかないのか。

それから、この居宅介護サービスの給付の認定といいますか、そういうものを受けて、実際にその認定を受けていない方はどのぐらいいるのかいないのか、明らかにしていただきたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 委員会の中では、その細かい数字というものを出してまで、その内容を詰めたことはございませんで、当局はそういうものを持っているのかもしれないですけども、委員会ではそういう内容の書類を求めなかったものですから、委員長報告としてはお答えすることができかねます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

11番。

11 番（土屋誠司君） 議第74号のあずさ山の家の指定管理について伺いますけれども、この指定管理ですけれども、農村体験宿泊施設条例と同施行規則にのっとった管理やサービス、または指定管理時に契約したとおりに、条例どおりやったかということは、どのように審査されたということと。水道接続問題ですけれども、本会議でも指摘しましたけれども、その辺についてはどのようになっていますか。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 条例に沿って、着実に実行されているのかどうかというような内容ですけれども、確かに、先ほども言いましたように、山村振興事業とか、ほとんど結果も出ていないという内容の指摘は委員会でも行ったわけですけれども、なかなか思うように、ある面では宿泊事業とか、ある程度多くの人があそこに訪れているとか、そういう結論はございますけれども、なかなか思うようにすべてがうまくいっていないというのは結果であろうというふうに思いますが、頑張ってもらおうとしか委員会としても、そういう結論がなかったというふうに思います。

それから、水の問題ですけれども、これはあれでしょうか、水を有料にすべきだという話が出ましたけれども、その件ですか。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 自主事業の井戸水、これは販売ということで過去に議会からも出まして、これが狩足の水ということで販売するに当たっては、やはりその水は有料にすべきだということで、過去に有料という、市の財産を買ってもらおうということで、それは現在進めているわけですがけれども、この風呂の水については有料にすべきなのかどうかという話も出たわけですがけれども、狩足の水として売っている場合には、あの施設の中以外でも販売しているということで有料ということであるわけですがけれども、浴室の水は、あそこの施設を管理また運営していく上に置いて、お風呂の水をとというのは、来ていただいている方にも大変評判がいいというか、それが1つの宣伝効果というものもあるということで、あそこの施設を運営していくに当たっての必要なものであるということで、お風呂を提供するということは。それを有料にということはいかがなものかと、これは無料にしているんだという当局の説明もございまして、委員会としても、その説明で了解したわけでございます。

それから、水がまだ、治水が引けられる状態になったわけですがけれども、まだ引いていないのはどういうことかということですがけれども、これにつきましては、地域住民との話がまとまればすぐにそのような手続をするということで当局からの説明もございまして、これを了解したという委員会の結論でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 非常に条例どおりやられていないのは残念であります。それはそれとしておいて、今回、条例どおりできなかったというか、利用率が上がらなかったのは、今まで小、中、高とか、そういうところの体験学習が条例どおりのことであって、その利用がなくなったから減ってきたと思うんですよ。それには自炊施設があってそれがだめになったんですね、食堂というか、そういう施設に変わったんで。ですがけれども、議会の指摘を受けてから6月にたしか、じゃもう厨房というか、屋外炊飯施設をつくったんですがけれども、やっぱり利用勝手が悪いという、それは食材の持ち込みは禁止というか、そういうことになったんで、だから、皆さん今までどおりの、条例どおりの利用ができなくなったから減ってきたと思うんですよ。その辺はどのように言われたのかなということと。

それで、本会議でもこの間言いましたけれども、あそこは農村体験宿泊施設で、別棟の農機具資料館、あそこはいろいろなことで焼き物の施設が入って、それはそれで結構ですがけれども、2階においては農機具の展示室になっているんですがけれども、現状はどのように委員



会としては見たのか。自分は見た限りでは、ほとんど1、2割が農機具は置いてありますけれども、あとは倉庫状態ですよ。その辺、だから、条例と補助金の関係はどうであったかということと。

それと、水道については、地域住民と話し合いが、手続が待ってからと言っていますけれども、これは昨年度の予算にも水道の接続予算はしていなかったんです。それで、本年度つけたんだけど、いまだにやっていないということは、やっぱりこれはおかしいと思うんですよ。行政はやっぱり水道つくったから、ここをまず見本を見せてつなぐのは当然だと思うんです。それで、水道自体が今年度の予算だと、これはもうちょっとで赤字になるくらいぎりぎりでしょう。それを収益上げないで、一番たくさん使うであろう、こういうところをつながれないとはいかがなものかと、逆にいかがなものかと思えますよ。

それと、この風呂の水が利用者の要望も多いから、それはそれで結構ですよ、使うのは。ですけども、あれは市の水なんですよ。移管を受けたから。当初は水道が、来るまでの暫定ということをしていましたよ。それが、いい水だから使うのはそれは結構なんですけれども、最低、水道行政からいっても、収益を上げるため、市のために、風呂へ使ったら、それはそこへメーターつけて、どのくらいというのはやってもらって当然だと思うんですよ。その辺はどのように審査したのか。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） あずさ山の家関係ですけども、先ほども説明しましたように、先にお風呂の関係になりますけれども、接続が進んでいないというのは委員会でも質疑に出ました。それについては先ほども言いましたように、整い次第、新しくそういう接続という形をとっていくという説明がございましたが、それ以上の追及というんですか、審議はなかったということで理解をお願いしたいと思います。

それから、風呂の水を有料化にすべきではないかというご意見でございますけれども、これにつきましては、先ほども説明したとおり、宿泊施設で来たお客さんにお風呂に入れるというのは、これは特別な内容ではなくて、当然来た人に風呂の水、お風呂に入らせていただくというのは、通常の宿泊する施設と言ったらおかしいんですけども、宿泊事業としては、お風呂に入らせていただくというのは当然のことで、それが宿泊施設の通常の業務であって、それがあから特別、先ほど説明した狩足の水のように、あそこの施設以外でも販売しているという内容ではございませんで、当然のかかる経費というんですか、浴室の水というのは、そういうことで有料にすることは難しいという、そういう当局の答弁でございました。

それから、それについて接続がされていないので、誠司議員は有料にすべきではないかという意見だと思ふんですけれども、接続については、準備がというんですか、近隣とのいろいろな話し合いが済み次第接続をしていくという答弁ございましたので、それはそれで委員会としては理解をしたということでございます。

それから、2階の展示室の内容ですけれども、私も一度見たときには、確かに2階に上がって行って、展示してあるのか、置いてあるのかとわからない状況というのは私も理解しているわけですけれども、これについては、本会議での説明だったでしょうか、しっかりとした対応をしていくというような当局の答弁もあったと思ふんですけれども、やはりその辺をしっかりと一度見て、確認してもらって対応していただくということで理解をしております。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） その井戸水の件ですけれども、これは水道がつながったら終わるといように自分は理解したんですけれども、それはそれで風呂に使うんでなくて、水は大いに使って結構ですけれども、それはだから市に還元すべきだと思ふんですよ。その辺は審議はされなかったみたいですが、非常に残念です。

それから、あそこの施設はあくまでも指定管理でやっている市の施設なんですよ。事業者の使い勝手じゃなくて、やっぱり市の施設で、市民とか、その人が使いやすくするのが当然だと思ふんですよ。ぜひ今後も条例どおりに使われるように要望しておきます。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分休憩

午後 2時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称

1) 議第75号 下田市立図書館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。

2．審査の経過

12月10日、12日、15日の3日間、第1委員会室及び中会議室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、河井税務課長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地調査を行い、審査に万全を記した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3．決定及びその理由

1) 議第75号 下田市立図書館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（増田 清君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

2番。

2番（藤井六一君） こんな大きな問題で質問がないというのは非常におかしなことだと思いますので、あえて質問をさせていただきます。

当初、この12月議会で結論が出ないと、この電算の関係の作業ができない、遅れてしまうと、だから何としてでも12月には結論を出したいんだと、そういうことだったように記憶しております。それが何か問題が起きてくると、年度いっぱいでは何とかなると、場合によって

は6月の議会以降でもいいじゃないかと、どれが正しいのかわからないわけですが、委員会の中で、そういう議論があったのかどうなのか、その辺をまず1点伺います。

これがもし年度内に予算執行できなかった場合どうなるのか、その辺の議論があったのかないのか伺います。

先ほどの質疑の中で、予算は見積もりなんだと、ある程度の過不足、これは当然過不足が出てくるのは仕方ないことだと思いますけれども、見積もりなんだから、余り深く考えなくてもということは、私はないと思います。この年度内に執行することの、執行できることの可能性が極端に低いこの議案をもし議会が議決したとしたら、議会はチェック機能という自ら持っている、この議会の持つ最大の武器を自ら放棄することになるかと思えますけれども、そうした議論があったのかないのかお伺いいたします。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 今の予算の執行が不可能ということは、本委員会でも市長のほうから答弁がありましたけれども、可能な限り頑張って執行できるように努力するということです。

それで、年度内、当初、これは6月の、当初12月の議会で結論が出なくても、出ないとなかなか難しいという話だったけれども、年度いっぱいでも6月になって以降でも可能だという質問だと思いますが、これについても、そういう質問について、6月以降でも可能であるというような話でした。

もう一つ、何でしたっけ。

〔発言する者あり〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） チェック機能。だから、この執行できない予算を通すというのは、今の時点では執行できないというのが、補正予算は年度末まで有効ですので、委員会でも可能性の話が随分出たんですけども、要するに、この基幹系の電算システムの統合調査受託料の議会の上程というものは、あくまでも南伊豆地区1市3町の合併協議会の決定事項であるということで、1市3町の議会はこれを重く受けとめなければならないということが根本にありまして、来年、6月の配置分合が議決するまでに、南伊豆地区の1市3町の合併協議会は続くので、下田市としては少ない可能性でも全力でこれに対処するというのは、本会議でも市長も言っていましたとおり、そのような答弁でした。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 私も委員会を傍聴させていただいて、大体の流れは自分の目見てわ

かっておりましたけれども、問題が問題だけに聞き損じもあったんじゃないのか、そう思ったのであえて質問をしているわけなんですけれども、どうも今の委員長の報告を聞きます、多分に執行機関がこう言った、ああ言ったをリピートしているだけで、委員会としての審査の内容が伝わってこない。当局こうやってしました、市長がこう言っていました、それは聞かなくなるとわかるんですよ、その前に質疑やっているんですから。そうでなくて、委員会はまだもう少し細かく専門的に意見を交わしているはずだと思うんです。それを聞いたかったんです。当局が説明したことを、ただ、そのままそっくりオウム返しに聞こうとしているわけではないんですよ。どのような委員会の中で質疑があったのかなと、それに対してどういうふうに反対とか、賛成とかいろいろあったかと思うんです。その内容を聞いたかったんです。今、幾つか最初に聞きました。それに沿ってもう一度お伺いいたします。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 委員会の審査の内容というのは、その期間的に可能か不可能かというように、両方対立したほうからの討論が多かったように思います。訂正を出す前に病院であっているのに、何で市長は協議しなかったんだとか、これは河津町の予算が執行できないときはどうするんだというような質問がありました。だから、この6月以降に、要するに予算計上すべきではないかという、それについて可能性がある限り河津町のことも考えて進めたいと、可能性があっても働きかけなかったら無理ではないかというのはありまして、それに合併協で確認事項だから何とかすべきだという意見もありました。

それで、議論については、今まで幾らぐらいのお金がかかったんだと、この合併についてというような意見もありまして、平成14年から現在まで2,300万円ほどの合併にかかわる経費がかかっているというようなこともあります。それで、この経費に係る意見というのは、課長は答弁ができないというような、答えられないというようなことでした。

議長（増田 清君） 2番、3回目です。

2番（藤井六一君） 何もわかりませんでした。これだけ大きな問題ですから、もう少し慎重審査が行われるのかなと期待して行ったんですけれども、30分、35分ぐらいでしょうか、で終わってしまいました。全員の委員が発言しませんでした。

それで、今可能か不可能かという言い方をされましたけれども、当局は可能だという、一縷の望みをかけて、託して可能だと言っているわけですね。それをどうも傍聴して聞いてみますと、当局の言っている、当局が可能と言ったら可能じゃないかというような雰囲気非常に強かったと思うんです。議会はチェック機能ですから、まず疑ってかかるのが議会の

本分といいますか、そういうものだと思うんですよ。本当に当局可能と言っているけれども、可能なんだろうかと、不可能なんだろうかと、もしこれが可能でなかったらどうするのかと。そういう審査が当然行われるものと思っていたんですけども、何かあっさり異議なしで終わってしまったからどうなっているんだろうと、正直拍子抜けしてしまったんですけども。これがもし不可能だったとしたら、仮定の話はするなとよく言われますけれども、可能か不可能か二者択一、不可能だったとしたら議会どのような責任、さっきそんなようなことを聞いたんですけども、その答えがなかったんですけども、議会としてそれでいいのかどうなのかと、その点お伺いしたい。これ最後ですよ。その点何って、答弁を聞いて終わります。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 要するに、これが不可能だったらというような意見が出ました。それについては、市長が決定することであるので、結論は私たちには出せない、市長はこれをかけているんだと、これに。可能になることに。

〔発言する者あり〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） だから、委員会でそういう質問に対して責任という問題については、どうしろ、こうしろというわけには、結論が出ませんでしたと。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） まず、1 点だけお伺いします。

委員会として、極めて不透明な行き先のわからないこの予算執行でございますが、当局側に今後の努力を委員会として何か求めるような意見は出ましたか、出ませんか。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 本委員会でも、どういうふうな受け取り方をするかわかりませんが、市長は最後のこれにけるんだという強い意思を持っているということと、当局に条件をつけるというようなことですか、質問。

〔発言する者あり〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 特に、求めるようなものはないです。

議長（増田 清君） 3 番、補足説明をお願いします。

3 番（伊藤英雄君） 委員長報告に補足説明をさせていただきます。

委員会では、この予算は松崎町、南伊豆町の議会で修正が出て電算システム予算がつかない

かったことで、もう不可能になったと、不可能になって執行できない以上、やめたらどうかと、6月の配置分合の議決の後に出したらどうかと、こういう要望が出されました。

議長（増田 清君） いいですか、9番。

9番（増田榮策君） はい。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

議長（増田 清君） 次に、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対して、沢登英信君外1名から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議を提案をしたいと思います。

上記の修正を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提案をするものであります。

提案の理由であります。議論をされてきましたとおり、合併に伴います電算システムの移行統合のこの調査費は、松崎町議会が12月10日、南伊豆町議会が12月11日かと思いますが、それぞれ652万、726万の議決を修正可決をしたと、この執行はしてはいけなないと、こういう決議といいますが、決定を松崎町議会と南伊豆町議会がしたという結果であります。やはりこの結果をきっちりと尊重をするということが下田市議会及び下田市長のとるべき姿勢であると思うわけであります。

具体的に言えば、可能性がわずかでもあれば、これを執行するんだと、こういう石井市長の姿勢であります。この24日に下田市で第7回目の合併協議会が開催をされようかと思いますが、この協議会をどう收拾するかと、こういう段階に来ていようかと私は思うわけあります。会長としての責任をとるということであれば、この合併についての各首長さん方の見込み違いをきっちりと正してこれを終了していくと、次の機会に回すという姿勢が一番必要ではないかと思うわけあります。

そういう観点から、執行のできない、しかも国から当然交付金をもらって実施すべき、この事業が、交付金も来ないと、こういうことが明らかであるにもかかわらず、河津町からの負担金と下田市の負担金を合わせて予算化をしていくんだと、臨時議会を持つなり、3月の議会でそれぞれ南伊豆町、河津町にこの可決を求めるんだと、こういう姿勢というのは、住民自治、それから議会制民主主義の観点からいっても、下田市長としてとるべき姿勢ではないことは、だれの目にも明らかであると私は思うわけであります。

そこで、平成20年度、議第77号 下田市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案ですが、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）の一部を次のとおり修正する。

第1条中、「総額に」を「総額から」に、「1,871万1,000円を追加し」を「150万9,000円を減額し」に、「90億8,050万6,000円」を「90億6,028万6,000円」に改めるというものであります。

第1表は、お手元の資料のように、歳入歳出補正予算の一部を次のように改めるという提案でございます。

歳入につきましては、繰入金の歳入補正額であります。2,981万円を訂正をし1,619万円、1,362万円を減額をするというものであります。下田市の出し分について全部減じると。

諸収入の761万8,000円につきましては、660万円を減じまして101万8,000円にするものであります。歳入合計が1,871万1,000円を 150万9,000円と訂正をするものであります。

歳出につきましては、総務費 647万1,000円を 2,674万7,000円にするものであります。

その内容は、総務管理費であります。1,943万円を減じて 42万3,000円とするものであります。

予備費の56万円につきましては、報償費を今後合併協議会の前に打ち合わせをすると、その報償費だということですが、56万円の予算を予備費に振り向けると、支出をしないで振り向けるという内容であります。

さて、お手元の資料をおめくりいただき、1の総括、歳入歳出の欄をご覧をいただきたいと思っております。

総括、歳入、歳入合計につきましては、今申し上げましたように、1,871万1,000円を減じまして 150万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費の647万1,000円を訂正をしまして、 2,674万7,000円にするものであります。



予備費につきましては、69万8,000円を75万4,000円、5万6,000円を予備費に振り向けるものであります。

歳出合計も、1,871万1,000円を訂正し、150万9,000円に減ずるものであります。

最後の22、23、それから46、47の資料をご覧をいただきたいと思いますが、提案内容のように、基金繰入金、これらをそれぞれ1,362万を減ずるということであります。

諸収入につきましては660万、河津町からの歳入を予定しているようでありますが、これも協議が整わない限り受けるわけにはいかないの、削除をするという内容であります。

それに伴いました電算にかかわります歳入をすべて訂正をし、ゼロに減ずると、予備費について5万6,000円をここに振り向けるという内容の提案でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 提出者の説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番。

5番（鈴木 敬君） 確かに沢登議員の修正するところの意図はよくわかります。松崎町、南伊豆町の議会において、電算システム統合に向けての調査費補正案が削除されて、実質的に否定されたという状態を踏まえて下田市が予算計上しても執行不可能だろうというふうなことから全面的にその金額を予算案から削除すべきだというふうなのが修正案の趣旨だと思います。しかし、理屈はそうなんですけれども、私が今一番思っているところは、この問題の政治的な意味でありまして、では、ここで下田市が予算案を全部削除することがどのような政治的な影響を周囲の市町、あるいは下田市民に与えるのかという観点は今一番最も大事な点、私が一番危惧する点であります。

そういうふうな意味で、今下田市がここで予算案を全部削除するということは、実質的なこれまでの1市3町の合併に向けての動きに下田市が幕引きをするような、そのような政治的な効果、影響力を与えてしまう、そういうふうに周囲の住民、市民に、そのように思われてしまうというふうなことがあります。そこら辺の、この予算案の持つ政治的な意味というふうなところをどうとらえるかについての基本的な立場が、全く沢登議員と私とは違うところであります。

ですから、議論は平行線をたどると思いますけれども、そこら辺のところ、私としては最後まで下田市、これまで一貫して市町合併を主張してきた、その下田市がここで予算案を削

除するという点について、沢登議員は政治的にどのように思われるのか、そこら辺のところの意見を1点お聞かせ願いたいと思います。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 削除することを政治的にどうとらえるのかということですが、松崎町議会の皆さん、南伊豆町の皆さんが、この下田市の今当局が出しております修正案、当局案を可決したから、もう一度審議し直して可決しましょうと、こういうことには私はならないと思うわけです、出した意見は、全く政治的な意味というのは、そういう意味では果たさないと。当局のまま行こうと、政治的な意味を果たすということは、きちりここで態度を表明をしていくということだと思います。電算がだめなら電算がだめのような形の協議を進めればいいじゃないですか。合併の決定が先にあって、電算が必要なら、それからやってもいいんじゃないかと、こういう意見もあるわけですから。そういう議論をしたらいいんじゃないですか。

私自身の見解は、この合併の大きな要素であります電算にかかわる予算が否決されたということは、むしろ合併そのものが否決をされたと、こういうぐあいに認識をすべきだと、出直すべきだと、こういう見解に立っています。それをあたかも可能性があるかのように繕って、合併協議会を進めていくということこそ政治的な意味において大変混乱をもたらすと、新しい、新市の町ができましたと、町の名前は決まりましたと、何かよくわからない建設計画も決まりましたと。しかし、合併はありませんでしたと、こういう結果が見えているんじゃないですか。

それに対する政治的責任はきちりとると、見通しをきちり立てるということが、当局及び今下田の市議会に問われている内容だと私はむしろ思います。どういう形で自立の町をつくっていくのかという観点に立った姿勢で、町の運営をすべきときに来ていると。それが政治的な決断をするという内容だと、こう理解をいたしております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 今回の補正予算案は、法定合併協議会での議論、討議を経て、法定合併協議会で確認されたというふうな過程を経て、各市町の議会に提出されたものであります。

そのような中で、それぞれの市町がそれぞれの立場で、法定合併協議会の確認事項を踏まえて、それぞれ審議して、それぞれそれなりの議会の議決を出しているわけです。そのような流れからいって、下田市は今その中で、下田市としてその法定合併協議会で確認された事

項をどのようにとらえるのか、どのように意思表示するのかというふうなことを今とらえられているわけなんですけれども、下田市の議会が結論を出す前に、ほかの3町の議会での議決がなされて、それを踏まえて下田市はどのような結論、態度をお出しするのかというのが、ここで今問われているわけなんですけれども、そこにおいて、何回も言うようですが、私としては下田市のこれまでの一貫した合併に向けての、推進していくんだというふうな意思をここでも、やはりこれまでの法定合併協議会の流れを踏まえた上で、やっぱり今の時点ではそういう意思をするべきだと思います。

その上で、もし来年3月までの一応予算の執行の猶予期間があるというふうな説明も受けています。そこで全然だめになったら、それはほかのところではありますが、それまでの中で、これまで市長、当局がたびたび可能性が、全くゼロではない可能性にかける、そのために何かしてくれるだろうというふうに私らも若干期待しているんですけれども、そういうふうな、まだ残余期間があるというふうなところで、ではどうするのかということを再度、ここで意思表示した上で再度これからの対応を考えていけばよいのかなというふうに私としては思っております。

ですから、これは質問ではなく、意思表示、意見になってしまいましたので、そういうふうなことで、私としては、この議会においては肅々と下田市としての議会の意思決定をすべきだと思います。これは質問になりませんでした。どうも。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 沢登議員にお尋ねいたしますが、私は予算の提出と執行は、提出者は全力で努力することももちろんですが、出す以上は責任を持つことだと思いますが、いかがでしょうか。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 当然であると思います。そういう意味では執行できない予算を提出しているにもかかわらず、それが執行できるかのように装うということは行政にあってはやってはいけないことだと、こういう理解に立っております。

ですから、当局側原案は執行できない予算を、しかも市民の大切な財政調整基金を681万ですか、取り崩してまで予算化しようというような予算方針は、まさに無謀なやり方だと言わざるを得ないというぐあいに思います。

そういうわけで、この予算はすべて削減するしかない、こういう結論で修正案を提出させていただきます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） もう1点、ではお伺いいたします。

これは合併協議会の首長での合意事項だと私は考えますが、この首長の合意事項が松崎と南伊豆の拒否によって、予算の拒否によって、この合併がうまくいくかいかないかは微妙な関係であります。沢登さんの、今の提出者の見解としてうまく合併がいくと思いますか、いかないと思いますか、その点、沢登さんの個人的な見解でも結構ですから聞かせてください。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 松崎町議会につきましては、ご案内のように、三たびも議会は、この合併を否決してきたと。それで、合併協議会への参加も否決してきたところだろうと思うわけですね。住民投票というスタイルをとって再度協議をしたわけですが、この松崎町議会の12月10日の652万円の修正否決は、この電算のシステム移行の部分だけを否決しただけではないと、合併そのものを私たちは下田及びその3町と合併することはふさわしくないのではないか、こういうニュアンスが非常に強い議決であったというぐあいに報道から理解ができます。

南伊豆町につきましては、合併の議決をきっちり決めていないうちに執行するということは、この予算が無駄になる可能性が非常に強いので、これは修正だと、こういう意見と、ニュアンスとしては松崎町と同じようなニュアンスも一部含まれているのではないかと思えます。

ですから、やはり合併がそれぞれの町村の協議の上に整うものである以上、松崎町長及び南伊豆町長の意向とは違う方向を議会は出していると、住民が求めていると、こういうぐあいに、それはきっちり理解をすべきだと。そういう中で、政治的な行動及び配慮を払うということは、下田市長自ら、会長自らがこの協議会の収拾を図ると、上手に収拾を図るのが今政治的な課題として石井会長がとらなければならない責任であると、私は理解をするものであります。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

14番。

14番（森 温繁君） 今回の予算は、各議会の要するに合併協の動議を得て、議会を通して合併協が立ち上がっているわけですね。それが6月以降、合併協で延々とまとめるように努力していると。合併協というあり方というのは、そのように大事に進めていくのが合併協のあり方だと思います。今回の予算に対して、凶らずも議長がこの予算を否決という形の中で危うくなっているのもこれは事実です。

その中、こういう議案、最後に当局から出てきた議案と、沢登さんから出てきた議案と対立するものがありますけれども、それでは今まで議会を通してきて立ち上げてきた合併協議会を今の提出した沢登さんはどのような重みを感じているのか、その点をお聞きいたします。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 具体的には一般質問の中でも会長であります石井市長に、この電算にかかります議案は各町で通らない可能性があるんじゃないかと、そのときどうするのかと、こういう質問を私しました。市長は、今合併協議会で決めたことだから、先の否決されるなんていうことを考えずに、一生懸命各地で頑張って可決してもらおうことが第一ですよと、こういうニュアンスの答弁をいただいたかと思うわけであります。しかし、結果は予測したとおりになっていると思うわけです。

森議員自身も、松崎町や南伊豆町がすんなり可決されると、こういう予想は立っていなかったんじゃないかと思うわけです。これは電算にかかりますことではありますが、合併の前段でありますので、そうであれば、当然合併協議が先に行われて、合併するということが決められて、それに伴って電算が必要だと、こういう論理の組み方もあったかと思うわけです。しかし、そういうような論理の組み方はしないで、合併協議が結論を出す前に電算が実質的な合併の是非を問うような内容を含む内容で出てきているわけですね、現在の状態は。そういう現実をやはりきっちり認識する必要があると。

ですから、合併協議会で委員の皆さんが出された見解と、特に南と松崎町におかれましては、首長さんの、町長さんの見解と議員の見解が違うと、住民の見解が違うと、こういう結果になったわけですから、合併協議会及びそれぞれの町の首長さんは、議会に出された意見を尊重すると、そして自らの意見を訂正していくと、見解を訂正していくということが今議会制民主主義のルールの中では求められている課題であろうというぐあいに私は理解をいたします。

以上でございます。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） 私の聞いているのは、合併協というものは段階的な会議を踏んでいますよね。今回の予算は、その段階の中で、合議の中で出された電算の予算、沢登さんが出された修正ありますけれども、合併協議会の重みをどのようにあなたは感じているかということを知っているわけです。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 合併協議会にどのような重みがあるんですか、否決されて、合併協議会の内容が。むしろ合併協議会が反省をすべき時期に来ているのではないですか。そう考えます。

議長（増田 清君） 14番。

14番（森 温繁君） 今のお答えを聞きますと、合併協議会を軽く考えているということで受け取ってよろしいわけですか。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席へお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第71号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 ハリスの足湯指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第72号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第73号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

11番。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） 議74号について反対の意見を述べます。

指定管理そのものについて反対するわけではなくて、これは当局の事務執行上というか、当初約束したことをやらないで、そのまま通すことについてに反対ということです。

というのは、水道設備をするということが条件になっています。それはそれとして、井戸水がいい水だから使いたい、それもそれいいですよ。それであるなら、全部井戸水にして水道料をいただければ、そういうことはいいんですけども、そういうことも何もしないで、た

だ、利用があるかとかの、いいとかということでやってはいかんと思うんですよ。当初の計画どおり、この井戸は古井戸を掘り増したということを行っていますけれども、そうではなくて、あれ単なるオブジェの井戸だったんです。それを掘り増しの許可を与えて、それでできたときにはたしか、水道ができたなら水道接続ということの条件になっているんです。それはなっているんです。それを曲げてまでこういうことをそのままやっているんではいかんということから反対いたします。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

6 番。

〔6 番 岸山久志君登壇〕

6 番（岸山久志君） 土屋誠司議員の指定管理、または水の使い方には問題はないという意見でしたので、水道に関しましては、先ほど答弁したとおり、近隣の皆さんとの話し合いのもと、話し合いがついた時点ですぐに接続するという答えを引き出してあります。

また、あずさ山の家におきましても年次計画は、しっかりした年次計画が出て、今まであった赤字財政も年々改良し、本年度は黒字に展開するような予算書も出てあります。そのとおりに行けば出す。また、唯一の民間企業で、それなりの努力をし、確かに農村体験のことは執行がされていないか、執行を少なくしているという話もありますが、当局もその点を是正するよう指導していきたいとの返事をいただいております。

以上をもちまして、賛成の討論をさせていただきます。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第74号 あずさ山の家指定管理者の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市立図書館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討



論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市立図書館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 下田市立老人憩いの家設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第76号 下田市立老人憩いの家設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第83号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 議第77号 一般会計補正予算（第8号）に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回問題とされているのは、基幹系電算システム統合調査受託料であります。基幹系電算システム統合調査受託料の議会への上程は、南伊豆地区1市3町合併協議会の決定事項で、1市3町の議会は、これを重く受け入れなければならないという前提があります。松崎町、南伊豆町の議会が、この委託料を削除し、修正可決したということも重く考えなければならない。一方で、河津町議会が可決したことも重く受けるべきであろうと考えます。

この補正予算は3月までの期限があります。今後3カ月の間に南伊豆町、松崎町の議会が改めて審議し、可決される可能性はゼロではないという中で、下田市議会として、この原案を通すことは合併の火を消さない努力をしていくということになるかと思えます。

したがって、議第77号 下田市一般会計補正予算（第8号）に賛成するものです。

議長（増田 清君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 私は、基幹系電算システム統合調査委託、この部分について反対をいたします。

ただいま賛成議員のお言葉の中に、河津町や南伊豆町のことが言われておりました。ここは下田市の議会でございます。下田市が独自でやはり判断すべきだと私はそう考えます。

それから、合併協云々ということが先ほど来盛んに言われております。合併協は確かに、下田市議会が予算をつけて確に行われております。だからと言って、下田市議会より合併協は上ではありません。上下関係を言うならば、やはり下田市議会のほうが上位です。

ですから、合併協で決まったことを議会がそれに相反するようなことをすることはいかかかというようなニュアンスの発言が先ほど来行われておりました。私はそういうことはないと思います。それは間違いだと思います。

今回、私がこのことについて反対するのは、結果的に、この予算が否決された場合、原案が否決された場合、合併に水を差す結果になろうかとは思いますが、しかし、余りその合併、合併と合併にとられ過ぎますと、我々が進むべき道、歩むべき道を間違うんじゃないのかなと。私たちが、我々がここでまず議論しなければならないことは、この予算が、今まで見たこともない想像したこともないようなこの予算が今提案されているということでありまして、99.99%の可能性のない予算が、まだ可能性が残っていると言って、その可能性を信じてこれを通してくれと。こんな予算を下田市議会として通していいものなのでしょうか。

うなずいている議員もいらっしゃいますけれども、恐らくこの下田市議会の議会のこの結果を、それこそよその町の議会の関係者の皆さんお聞きになったら、恐らく大声を上げて笑うと思います。大変恥ずかしい議論を我々はしているんです。

地方自治法第1条でしょうか。最初のほうに、地方自治の本旨に基づいて云々と書いてあります。このことは、今回のこの予算は、自治法とか、そういう法律の項目、条文には触れていないと思います。でも精神には反しております。こんな予算を我々は絶対に通すべきではありません。将来に悔いを残します。

私は、言いたいことはたくさんありますけれども、今るる述べたような事柄を理由として、この本案に反対をいたします。

〔発言する者あり〕

2番（藤井六一君） 失礼しました。修正案に賛成いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

これより、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君外1名から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第77号 平成20年度下田市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時35分休憩

午後 3時45分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第78号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第78号 平成20年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第79号 平成20年度下田市老人保健特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 介護保険事業の7,500万円のこのサービスを減額すると、サービス提供を減額するという内容の予算でありますので、これこそ、それぞれの利用率を高める可能性があれば削減をしないで、3月いっぱいまで当初の予算のままで努力をして、介護サービスを高めていくと、こういうことが必要だろうと思います。この減額予算を通さなければ困るというような事情は1つもないと、むしろ、この減額をしないで市民への介護対象者へのサービスをより一層高めていく居宅サービス、それから在宅サービス含めて提供していくと

いう姿勢こそが求められていると思います。ただ数字合わせのための削減予算は、これは可決すべきでない、こう判断をいたしますので、反対するものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 賛成討論をさせていただきます。

介護保険は3年スパンの保険でありまして、本年度は最終年度ということで、その計画どおりに予算立てをしてやっているところが、支出が伸びなかったということでありまして。支出の伸びない原因としては、介護の施設が少ないということで、待っている人間が多い。また、施設にも入らずに自宅で介護して、家族が介護していると、そのような家族が多かったため支出が伸びなかったと思われまして。次年度からは、また、もう一度見直して再度検討するというのでありますので、それを期待いたしまして、賛成の討論をさせていただきます。

議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第80号 平成20年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第81号 平成20年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第82号 平成20年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

#### 発議第4号～発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第4号 介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書の提出について、発議第5号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の提出について、発議第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書の提出について、発議第7号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書の提出について、以上、4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

#### 会議時間の延長

議長（増田 清君） ここで若干時間を延長いたします。

議長（増田 清君） 5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書4件につき順次ご

説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第4号 介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成20年度12月15日提出。

提案理由、介護療養病床廃止計画の中止を求めるため。

介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書。

政府は、第164回通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、2012年3月末で12万床の介護療養病床を廃止し、2006年現在23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を15万床に削減することとした。

しかし、一昨年厚生労働省がまとめた都道府県の療養病床アンケート調査では、日中、夜間とも自宅では介護できる人がいないとの回答が、「医療療養病床（54.3%）」「介護療養病床（61.4%）」にも上っている。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分1のうち、最低でも59.7%の患者が「都道府県が例示した医療処置」を実施しており、介護療養病床における医療区分1のうち、最低でも58.4%が「都道府県が例示した医療処置」を実施していることが明らかになっている。

こうした中で、医療療養病床については、今年都道府県が策定した2012年度の療養病床の目標数が現在の医療療養病床とほぼ同じ22万床となり、医療現場や患者の状況を踏まえて、政府はこれを追認することとしている。

しかし、介護療養病床についても、現場や患者からは廃止中止を求める声が大きく広がっているにもかかわらず、いまだに中止には至っていない。

介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設などが示されているが、介護療養型老人保健施設は、夜間の医師や介護職員の配置が手薄くなるなど、現在の介護療養病床のように必要な医療を提供することは困難である。このまま介護療養病床が廃止されれば、どこも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

については、地域住民が、いつでも、どこでも安心して必要な入院医療を受けられるようにするために、下記の事項を要望する。



記。

1、介護療養病床廃止計画を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第5号「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣に提出するものとする。

平成20年度12月15日提出。

提案理由、食の安全確保への取り組み強化を求めるため。

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書。

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発している。

特に、事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかつただけでなく、被害を拡大させた責任は重大である。国民の不信、怒りは極めて大きい。

現在、農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈している。政府の消費者行政推進会議の報告書（6月13日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を消費者中心に改革するため、内閣府のもとに消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

については、政府において、以下の対策を講じられるよう強く要望するものである。

記。

1、偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規程を設けるなど罰則を強化する規程を設けること。

2、農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

3、輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化拡充を図ること。

4、政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

5、不正な取引を行う業者に対し、迅速な立入調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成20年度12月15日提出。

提案理由、長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求めるため。

長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書。

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化してきました。多様な働き方ができる社会になった反面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で賃金、待遇などの格差が広がっています。今、必要とされていることは、雇用確保とあわせてよりよい労働環境の整備です。

特に、長時間労働の抑制は喫緊の課題の1つです。厚労省の集計によると、子育て期に当たる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働（月80時間を超える残業）をしています。また、男性が家事や育児にかかる時間は、他の先進国と比較して最低レベルです。こうしたことが結婚できない、子供を産めない、女性の子育てへの負担感が大きいことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっています。

また、日雇派遣は、労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て問題が多過ぎます。だれもが将来への希望を持って働くことができる社会の実現を目指すため、政府

におかれては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望します。

記。

1、日雇派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を早期に成立させ、派遣労働者の保護を図ること。

2、サービス残業の取り締まり強化など労働環境の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成20年12月15日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第7号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成20年度12月15日提出。

提案理由、地区住民の健全な生活と地域の豊かな自然環境を守るため。

下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書。

静岡県知事は、下田市大沢檜沢地内で違法操業をしていた産業廃棄物処理業者に対して、平成11年4月「業の許可取り消し」処分を行った。

その後、業者はたびたび事業再開のため申請をしたが、いずれも不許可となっている。そして今回、3度目となる申請をした。

当業者は、過去長年にわたり地区住民に多大な不安と深い不信を与え続けた。また、業者が起こした訴訟が最高裁判所において棄却となったにもかかわらず、不許可理由を認めていない。さらに県の不許可を国に審査請求している。

したがって、当市議会は、上記の諸事情を考慮すると過去の行為を反省し、今後不正または不誠実な行為をするおそれはないと認めることはできない。

よって、当市議会は、地区住民の健全な生活と地域の豊かな自然環境を守るため、過去に提出した意見書と同じく、業の再開を認める許可を与えないことを再び強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日。

静岡県下田市議会。

以上、4件、提出者、下田市議会議員、鈴木 敬、以下、敬称を略させていただきます。  
賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、  
同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第4号から発議第7号について、提出者の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第4号 介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第5号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第7号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書の提出について質疑を許します。

1番。

1番（沢登英信君） この発議は、下田市にとって大変、下田大沢地区内の産業廃棄物処分を認めない意見書は大切なものだと思います。これを可決して、ただ文書を県知事に送ればいいと、こういうやはり姿勢だけではまずいのではないかと。当然議会を挙げて県知事のところに行くと、あるいは住民と一緒にこの要請に知事のところに行くと、こういう行動が当然必要かと思うわけではありますが、この点をぜひとも、そういう行動をとられるよう要請をしたいと思うわけですが、見解を求めたいと思います。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） ただいまの質問ですが、各派代表者会議においても、そのような意見が出ました。すぐさま静岡県まで行って陳情をするべきだというふうな意見もありました。

しかし、各派代表者、それを受けて議会運営委員会では、そこまでの決定はなされていません。現在、そういう状況であります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、発議第4号 介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 介護療養病床廃止計画の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第5号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第7号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 下田市大沢地内における産業廃棄物処分業を認めない意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成20年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、共立病院改革推進委員会の共立病院改革推進に関する答申書についての報告会を開催いたしますので、議員の方は議会応接室にお集まりください。よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時13分閉会